



かあかぜ

新年度が始まりましたが、少し事務局体制に変更がありましたので、お知らせします。記帳職員として平成28年11月から勤務していただいた上田望さんが3月31日をもって退職しました。記帳業務だけでなく、商工会の広報全般（この広報誌やSNS等）に力を発揮していただき、会員の皆様と地域住民との架け橋となっていたので残念な思いです。確定申告や商工会業務の多忙期でしたので、お世話になった皆様方にお礼の挨拶ができなかったことを非常に悔やんでおりましたこととお伝えします。新たな勤務先も川本町内ですので、会える機会は多くあると思いますので、その節には声をかけてあげてください。また、別れもあれば出会いもあるということで、5月1日より後任に田中達也さんが勤務することとなりました。



自己紹介 記帳職員 田中達也

この度御縁をいただき、勤務することとなりました。



商工会の一員として、川本町の商工業の発展のお手伝いができるよう頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。



令和7年度 事務局体制

事務局長 湯浅 晃誠

経営指導員 白須 努

指導職員 渡邊江利子

指導職員 森脇 真理

記帳職員 田中 達也

会員と地域が賑う
取組を支援します

設備投資をお考え
ならまず電話を！
補助金があるかも

労働保険だけ
でなく何でも
ご相談下さい

経理・税務・
貯蓄共済お気
軽にご相談下
さい。

少数精鋭で今年度も頑張ります

補助金情報（その1）



●令和7年度 飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

原油価格・物価高騰の影響を受けている飲食・商業・サービス業を営む

中小企業者等に対して、売上の回復を図るための取組の経費の一部を補助します。

【公募期間】 令和7年4月14日（月）～7月31日（木）

1次締切：5月30日（金） 2次締切：7月31日（木）

※採択状況によっては、1次締切で公募を終了する場合があります

【補助事業の対象者】

原則として島根県内に主たる事業所または工場を有し、飲食・商業・サービス業を現に営む事業者で、原油価格、原材料等物価高騰の影響を受けていること

【対象となる事業要件】

- ① 自社にとって新たな取組のための設備投資であること
- ② 3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画であること

【補助対象経費】

・設備導入費 ・設備に関連する備品費 ・施設改修費

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の1／2以内（新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2／3以内）

[補助上限額] 2,000千円 [補助下限額] 400千円

詳細は、川本町商工会ホームページ（<https://kawamoto.shoko-shimane.or.jp/>）で

確認下さい。また、申請等ご相談は事務局まで。

短信：通常総会は5月23日（金）15時より悠邑ふるさと会館で開催します

補助金情報（その2）



●島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金

エネルギー価格高騰の影響を受けている県内製造業者が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等の導入に要する経費に対して、補助金の経費の一部を補助します。

【公募期間】 令和7年4月～9月予定

1次締切：5月30日（金） 2次以降未定

【補助事業の対象者】

県内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、製造業を営む事業者

【対象となる事業要件】

本補助金の補助対象事業は、次に掲げる要件の全てを満たす事業とします。

- ① エネルギーコスト高騰の影響を受けていること
- ② 対象設備等を導入し、現状よりもエネルギーコスト削減に繋がる取組であること（エネルギーコスト削減に繋がることを合理的に示すこと）
- ③ 事業の継続に必要であること（取引の確保・継続等の面から緊急性があること等）

【補助対象経費】 ・設備導入費

【補助率及び補助限度額】 小規模事業者は補助対象経費の2／3以内

[補助上限額] 5,000千円 [補助下限額] 400千円

詳細は、島根県 (<https://www.pref.shimane.lg.jp/shoko/HTML.html>) で確認下さい。また、申請等ご相談は事務局まで。

短信：総会資料についてはホームページに5月12日ごろアップロードします

補助金情報(その3)



●女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金

女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる取組に対して支援します。

【補助事業の対象者】

「しまね女性活躍応援企業」「しまね子育て応援企業」に登録の企業

【対象となる補助事業】

「女性活躍推進法」「次世代法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、それに記載された数値目標に係る取り組みを実施するために必要な事業

- ① 施設整備・・・女性用休憩室整備、女性用トイレ整備等
- ② 人材育成・・・女性のスキルアップのセミナー等

※一般事業主行動計画の作成については商工会が支援します

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の2/3以内 [補助上限額] 1,333千円 [補助下限額] 200千円

【公募期間】

現在未定となっていますが、本誌発行時には公募が開始している予定です。

編集後記

前述した通り、広報誌を担当していた上田さんが退職され、前職場から数えて10年ぶりに私が作ってみました。最初に広報誌の名前を変えることから取り組みましたが、50もだいたい過ぎた凝り固まった頭ではなかなか思いつきませんでした。やっと絞り出したのは、夏祭りの準備、堤防での作業時に江の川から吹いてくる爽やかな風、これで一息ついてもう少し頑張ろうと思える、そんな存在に商工会がなればいいなと思い名付けました。また次回から名前が変わるかもしれませんが・・・。(し)

出産後の 職場復帰に

取り組む企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

働きやすく、子育てや介護もしやすい職場がうれしいね！

子育て・介護と

両立できる職場づくり

に取り組む企業を応援します

子育てや介護と仕事を両立することができ、労働者が安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。



子育て・介護と 両立しやすい職場づくり奨励金

.....上限20万円
[1 制度導入]
10万円

以下のいずれかの制度を新たに導入し、子育てや介護をしている労働者が制度を一定以上利用した場合に、奨励金を支給します。

- 支給区分1：時間単位の年次有給休暇制度
- 支給区分2：育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げ制度、フレックスタイム制度



出産後職場復帰奨励金

労働者数30人未満の事業所

はじめて申請する場合

2回目以降

20万円/人

10万円/人

労働者数30人以上50人未満の事業所

10万円/人

出産した労働者が、育児休業を3ヵ月以上取得し、その労働者を、職場復帰後3ヵ月以上雇用している場合に、奨励金を支給します。



対象事業者：島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所：常時雇用する労働者数50人未満の島根県内の事業所

申請期間：対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して**6ヵ月以内**

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください